

確認済証、評価書等への押印廃止について

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年国土交通省令第111号)が令和6年12月27日付で公布され、確認済証、評価書等については、押印を不要とする様式となり、令和7年4月1日に施行されます。

これを受けて、弊社では、以下の様式について令和7年4月1日以降の手続き分から押印を行わないことといたします。

1. 建築基準法に基づく確認済証、中間検査合格証、検査済証等
2. 設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書等
3. 住宅省エネ法に基づく適合判定通知書、軽微変更該当証明書等
4. 上記に係る引受承諾書等

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。